

静岡県告示第642号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第1項の規定に基づき、次の鳥獣捕獲等事業について変更の認定をしたので、同条第2項の規定に基づき準用する同法第18条の5第2項の規定に基づき、当該認定を受けた鳥獣捕獲等事業者を告示する。

令和7年9月30日

静岡県知事 鈴木康友

名称	住所	代表者の氏名
特定非営利活動法人 Roots Japan	浜松市中央区雄踏町宇布見1661番地 の3	岡本 浩明